

工事請負指名業者選定基準要領

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合工事請負業者等指名委員会規程第3条の規定に基づき指名する工事請負業者の選定基準は、次に定めるところによる。

(選定方法)

第1条 指名競争入札及び随意契約に関し、指名する業者の選定及び随意契約の相手方は、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合建設工事請負業者格付要領により格付けされたもののうちから、別表の区分に従い、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合工事請負業者等指名委員会に諮り、決定するものとする。ただし、工事の施行上必要があるときは、下位又は上位に格付けされたもののうちから選定することができる。

(共通的選定基準)

第2条 工事請負業者の選定については、原則として次の各号の一に該当する者から選定する。

- (1) 埼玉県内に本社、支社、営業所を有する業者。
- (2) 過去3ヵ年間に下水道組合が指名した業者。
- (3) 近隣市町村又は埼玉県の工事を常時施工している業者。
- (4) 高度の技術を要する工事については、経験豊富な業者。

(選定除外)

第3条 汚職等指名するにふさわしくない事件を起こした業者、工事の施工に当たり安全管理の措置が不適當であったため人身事故を起こした業者、不成工事を行った業者、契約を誠実に履行しなかった業者は、事件発生後1ヶ年間は選定業者から除外する。ただし、事件の内容により期間を延伸又は短縮することができる。

(選定業者数)

第4条 工事の種類及び金額別の選定業者数については、次のとおりとする。ただし、工事の種類、内容、業者の実態等について特別な事由のある場合は、この限りでない。

工事の種類	設 計 金 額	選定業者数
土木工事	500万円未満	4社以上
	500万円以上1,500万円未満	6社以上

	1,500万円以上3,000万円未満 3,000万円以上1億円未満 1億円以上	8社以上 10社以上 12社以上
舗装工事	500万円未満 500万円以上1,000万円未満 1,000万円以上3,000万円未満 3,000万円以上5,000万円未満 5,000万円以上	3社以上 5社以上 8社以上 10社以上 12社以上
その他の工事	その都度管理者が別に定める	

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

別表

級別	発注の標準金額		
	土木工事	舗装工事	その他の工事
①	2億円以上	5,000万円以上	その都度管理者が定める額
A	5,000万円以上2億円未満	3,000万円以上5,000万円未満	同上
B	1,500万円以上5,000万円未満	1,500万円以上3,000万円未満	同上
C	1,500万円未満	1,500万円未満	同上